

理 由 書

本理由書は、富士見都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 富士見都市計画区域における位置等

富士見都市計画区域に含まれる土地の区域は、富士見市、ふじみ野市及び三芳町の行政区域の全域です。

富士見市諏訪地区は、富士見市のほぼ中央、東武東上線鶴瀬駅から北東に約1 km、関越自動車道所沢インターチェンジの北東約4.8 kmに位置しています。

富士見市水子地区は、富士見市の南部、東武東上線みずほ台駅から東に0.1 km～1.8 kmに位置しており、関越自動車道所沢インターチェンジの北東約4 kmに位置しています。

II 変更の必要性

諏訪地区、水子地区は、地区計画を策定し、良好な市街地形成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

III 規模

◆ 市街化区域への編入面積

諏訪地区 約 5 h a

水子地区 約 9 5 h a

IV 関連する都市計画

区域区分の変更とともに、以下の都市計画を定める予定です。

①地区計画（富士見市決定）

②防火地域及び準防火地域（富士見市決定）

富士見都市計画区域区分の変更(案)

富士見都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

	平成12年 (基準年)	平成22年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	239.1 千人	251.4 千人
市街化区域内人口	207.4 千人	219.8 千人
配分する人口	—	219.8 千人
保留する人口	—	※
(一般保留)	—	※

※ 別紙広域都市計画圏の人口フレームによる

— 理由 —

富士見市諏訪地区、水子地区は、地区計画を策定し、良好な市街地形成が確実となったため、市街化区域に編入するものです。